

平成25年 第3回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 袴田修司

質 問	答 弁
<p>1 世界都市・浜松を実現させるためのひとづくりについて</p> <p>(1) 本市の小・中学校教育における、英語教育などの語学学習、多文化共生など、国際化に対応する学習のこれまでの取組み状況とその成果と課題、さらには今後の方針について伺う。</p> <p>(2) 海外駐在者からは、海外に帯同する子どもの帰国後の進路相談や国内の教育環境に関する情報提供など、子どもの教育への行政の支援を求める声も聞くが、本市の教育委員会としての考えと対応について伺う。</p> <p>(3) 次世代を担う青少年が、海外に目を向け、自ら現地に出かけて、就学・就労・生活など様々な経験</p>	<p>高木教育長</p> <p>(1) 英語学習については、現在、全中学校区にALTを配置することにより、英語を話す必然性のある学習環境が生まれ、積極的に英語を話す子どもが増えている。浜松版小中一貫カリキュラムにおいても、「人に尋ねる」「案内をする」などテーマ別に指導内容を系統化し、実践的な英語力を育成しているところである。また、本市ならではの特色として、多くの学校に外国人の子どもが在籍しており、日常的な交流を通して共生の素地を養っている。その中で、外国人の子どもの日本語習得は大きな課題である。本年度から日本語・学習支援者の派遣方法を、通級型から派遣型に替えることにより、支援の充実を図った。外国人の子どもが日本語習得のため努力する姿を身近に見て、日本人の子どもも積極的に関わろうとしている。互いに理解し合える喜びを感じ、それが、日常生活での日本人と外国人の結び付きを強めている。今後も、ALT活用の工夫や外国人の子どもへの支援の充実を図り、相互理解と共生の心を育みながら、世界都市・浜松を担う子どもの育成に努めていく。</p> <p>(2) 教育委員会では、帰国後の学校生活や子どもの人間関係、授業に対する不安、高等学校への進学等の相談について、海外駐在中でも電話やメールで個別に対応している。編入学を予定している学校が分かる場合には、教育委員会から編入先の学校に情報提供し、保護者へは直接相談していただくように勧めている。特に、進学については、学校へ相談することで、該当学年の生徒の状況や進路希望の傾向、募集状況等について、適時的な情報が得られ、保護者の不安も和らいでいることと思う。また、夏季休暇等の一時帰国の際に、日本の学校生活の体験希望があれば、聴講生として受け入れを行い、日本の学校の状況を知ることによって役立ててもらっている。今後も、海外駐在者は、増加することが予想されるので、これまで教育委員会に寄せられた帰国時の学校の手続きなど、問い合わせの多い案件については、浜松市のホームページ「よくある質問」の内容を充実させ、一層丁寧な情報を発信するよう努めていく。</p> <p>鈴木市長</p> <p>(3) グローバル化が進展するなか、次世代を担う青少年が、留学や海外派遣プログラムなどを通して異文化を体験し、現地の人々との相互理解や友好親善を深め、国際感覚を養うことは大変意義の</p>

質 問	答 弁
<p>を積み、外国で友人を作り、様々な人々と交流を深めることを積み重ねていくことが、日本や自治体の国際化の進展に不可欠な要素だと考える。世界都市・浜松の実現に向けて本市の若者に積極的に海外に出て活躍してもらえよう、海外留学を奨励する奨学金や青年海外協力隊などの国際貢献活動参加への支援、学校や文化・スポーツ団体の海外交流活動などへの支援制度を導入する考えはないか伺う。</p> <p>(4) 本市が意欲的に取組んでいる、多文化共生、諸外国の都市との交流や観光誘客、企業の海外展開の支援など、国際化に対応する本市の戦略的な施策の効果を上げていくためには、施策の企画・運営や事務事業などを担うことができる、優れた国際感覚を持ち、海外経験や専門スキルを有する職員を計画的に育成していくことが必要になってくると思うが、職員の海外派遣や視察研修などを含めての国際化に向けた職員の人材育成に関する考えを伺う。</p>	<p>あることと考える。本市の青少年が海外での生活を体験する機会として、現在、市内の7つの大学、6つの高等学校が海外の大学や高等学校と提携し、交換留学や相互ホームステイなどを実施している。青年海外協力隊については、国際協力機構の浜松市 JICA デスクが情報提供や啓発活動などを実施しており、現在7名の隊員が海外で活躍されている。海外留学については、民間団体による様々なプログラムがあり、留学を支援する国や民間の奨学金制度が活用されている。このような状況を考慮し、本市の若者が海外で様々な経験を積み交流を深めるための支援について、そのあり方や方法を研究していきたいと考えている。文化・スポーツ団体の海外交流活動に対する支援としては、多文化共生・国際交流活動支援事業において、これまで、少年野球の海外遠征やタイへの高校生文化交流事業などを支援しており、引き続き活用していただけるよう、事業の周知と充実を図っていく。</p> <p>鈴木市長 (4) グローバル化がますます進展する中、戦略的に海外との都市間交流や観光誘客、企業の海外展開支援などを推進していくためには、国際感覚や語学力を備えた、国際化に対応できる職員を育成していくことは、重要なことと考えている。こうしたことから、職員が語学研修を受講する際に支援をしているほか、海外において調査視察を行うため、職員の短期派遣を実施している。また、平成16年度からは自治体国際化協会を通じて、ニューヨークやシンガポールに2年間の海外派遣研修を行っている。さらに、今年度からは、市内企業の海外進出や販路拡大を支援するため、新たにジェトロ、日本貿易振興機構への派遣研修を実施し、来年度からはタイにおける2年間の研修を予定している。今後も、こうした研修を通じて本市の国際化の推進に対応できる職員の育成に努めていく。</p>
<p>2 歳入確保のための取組みについて</p> <p>(1) 市税等の公金の債権回収での滞納の削減が歳入確保の基本的な対策であると考えているが、これまでの債権回収の取組みの成果及び課題、今後の取組みについて伺う。</p> <p>また、市税や国民健康保険料に加え、全ての債権の回収を包括的に管理していく仕組みが必要と考えるがどうか。</p> <p>さらに、生活困窮者や多重債務者等の滞納解消、不納防止を図るために専門家による生活改善相談</p>	<p>小柳財務部長 (1) はじめに、その取組みの成果及び課題ですが、本市では、債権管理条例に基づく適正管理を全庁的に推進するべく、債権管理説明会及び債権回収対策会議などを開催している。その結果、差押件数の増加や介護保険課における介護保険料収納率向上のためのアクションプランの策定など、職員の意識向上による成果が出ている。課題は、各債権所管課における法的回収の事例が少ないということが挙げられる。こうしたことから今後の取組みは、収納対策課が各種債権について率先して法的回収を行い、ノウハウを各債権所管課にフィードバックさせ、滞納削減を図っていきたいと考えている。また、債権の包括的管理に関しましては、財務部において各種債権の収入未済の状況を毎月把握し、初期対応状況を調査するなど、現在も実効性を保った形で包括的に管理してい</p>

質 問	答 弁
<p>を行って成果が出ている自治体もあると聞かすが、これらも含めてこれからどのように対応していくか伺う。</p> <p>(2) 資産価値の高い、市街化区域にある市有の土地や建物などを、行財政改革の取組みに併せて公共施設の統廃合を進め、遊休となった不動産を、民間へ売却したり貸付けることによって、資産の売却利益を得たり、民間への移管で固定資産税の増収も見込め、歳入確保に大きな効果が期待できると考えるが、中心市街地の活性化策や行財政改革の推進と連動させた戦略的な取組みを積極的に進める考えはないか伺う。</p> <p>(3) 公共施設や公共物を利活用した、賃貸しやネーミングライツ、広告事業、インターネットオークション、自販機の入札等で収入を得る事業が多くの自治体で取組まれており、効果が出ている事例が見られる。これらも参考にして、全ての事務事業を対象にして歳入確保が見込まれる施策を大幅に拡充してはどうか。さらには、民間からの提案を積極的に取り入れる仕組みを考えたらどうか伺う。</p>	<p>るものとする。次に、滞納解消のための生活改善相談ですが、納税相談を受ける中では生活状況まで踏み込んで話をする必要もあるので、状況によっては生活保護や法律相談の窓口紹介を随時行っている。今後も個々の状況に十分配慮した形できめ細やかな対応に努めていく。</p> <p>小柳財務部長 (2)</p> <p>人口減少が進展する中、持続可能な行財政運営を行うには、市が有する公有財産を経営資源として捉え、行財政改革の一環として、その利活用に取組んでいく必要がある。本市では、平成21年度に資産経営推進方針を策定し、公共施設総量の減量化、存続施設の長寿命化、廃止施設の売却や貸付等による有効活用等に重点的に取組んできた。結果として、例えば遊休土地の売却については、市中心部を中心に平成22年度から24年度の実績で42件、約25億3000万円と、その前の3年間の実績8件、約1億7000万円に比べ大きく増加している。一方、中山間地域においては、地域活性化の観点から、土地・建物の無償貸付も実施している。また、平成23年度には公共施設再配置計画を定め、平成26年度までに市域全体で383施設を削減するとの方針を立て、現在鋭意取組んでいる。資産経営に関する本格的な取組みは始まったばかりで、行財政改革の視点、市中心部や中山間地等の立地状況の差異等を踏まえ、引き続き積極的に取組んでいく。</p> <p>小柳財務部長 (3)</p> <p>歳入確保施策は、これまでも、受益者負担の適正化による使用料手数料の見直し、交付税措置率の高い地方債の活用、公式ホームページのインターネットバナーや庁舎内のモニター、封筒類を利用した広告事業、庁舎空きスペースの貸付、自動販売機設置に係る貸付料の一般競争入札化など、様々な施策や工夫を講じてきた。また、サマーレビューのテーマとしても「歳入増の取り組み」を掲げ、全庁体制で歳入確保に取り組んでいるところである。加えて、平成25年度は、平成24年度の職員提案事業である「歩道橋のネーミングライツ事業」の導入を市内8箇所予定している他、本庁舎駐車場の有償貸付について提案している。さらには、市民や企業の皆様に、寄附を募っている津波対策事業への寄附方法について、ホームページのトップ画面に案内バナーを配置するなど周知方法の改善を行った。行政需要は今後も増大していくことが見込まれる中、歳入の確保は極めて重要な課題である。地方制度の改革等による歳入増の国への要望、市債権の包括的な管理による収入率の向上と併せて、その他の各種の歳入確保策についても、現在の取組みの着実な実施と、全国の先進的な事例の調査・検討に積極的に取り組んでいく。</p>

質 問	答 弁
<p>3 本市が自ら創り出す雇用と就労支援について</p> <p>(1) 行政の行う入札や業務契約及び指定管理などの公的契約を活用して、安定した雇用機会の創出、公正で良好な労働環境づくりに寄与する雇用政策を行う考えはないか。特に障害者や就職困難者の雇用促進に活用できないか伺う。</p> <p>(2) 障害者や就職困難な若者を対象に、公務職場において働く場を提供して、関係機関と連携して就労研修などを行い、民間企業等への就職など安定した雇用につなげるような取組みを検討できないか伺う。</p> <p>(3) 新たな就労スタイルとして、在宅での就労が民間企業で導入されつつある。国や自治体でも福祉政策として、障害者への在宅就労支援や母子家庭等への就労支援が行</p>	<p>鈴木市長 (1)</p> <p>市として、入札や契約について「公正性・競争性・適正履行」の確保を原則としつつも、様々な運用を通じて、災害対策、環境政策、雇用政策などの政策目的を推進することは大事な視点であると考え。とりわけ、本年4月に施行された障害者優先調達推進法や前通常国会において廃案となったが生活困窮者自立支援法案などの状況を鑑みると、ご指摘の障害者や就職困難者の雇用という点は重要な課題である。この点、浜松市においても、建設工事入札参加者の格付け、総合評価落札方式における評価、指定管理者の選定時における評価において、法定雇用率以上の障害者雇用率等に対し加点するなどの運用を行ってきました。また、物品購入や業務委託については、今年7月に障害者優先調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注増大を目指しているところである。今後は、これら現行のインセンティブの効果を把握した上で、拡充について検討するとともに、就職困難者についても、国の法案制定等の動向を見ながら、雇用機会の確保について対応していく。</p> <p>鈴木市長 (2)</p> <p>はじめに、障害者についてですが、本市では、障害者の自立及び社会参加を支援する仕組みとして、平成15年度から知的・精神障害者を対象とした臨時職員・非常勤職員の選考を行い、これまで19人を採用し、封入作業や簡易なデータ入力などの軽作業がある職場に配置してきた。しかしながら、障害の程度によっては、仕事の進め方や職場内のコミュニケーションなどについて、個別の支援が必要なケースもある。このため、今後においては、専門スタッフの配置や配属先の集約化など、民間企業等への雇用につながる効果的な取組みについて検討していく。次に、就職困難な若者についてですが、ニートやひきこもりの就労支援については、ハローワークや学校など関係機関と連携を図るなかで、地域若者サポートステーション事業、ひきこもり相談支援事業などを実施している。これらの支援事業において、職場見学や就労体験は、就職へのイメージや意欲を高める意味でも大変重要な役割を担っているが、民間企業を含め、十分な受け入れ先の確保が難しい状況もある。こうしたことから、今後におきましては、公務職場での受入れを行い、その経験により、安定した就労につなげていきたいと考えている。</p> <p>鈴木市長 (3)</p> <p>障害者への在宅就労支援については、近年、IT技術の発達などにより、障害者であっても自宅などで就労できる環境が整いつつある。本年4月に施行された障害者優先調達推進法では、在宅就労の障害者に対しても、国や自治体が積極的に物品等の発注に努めるよう規定されている。本市においては、浜松NPOネットワークセ</p>

質 問	答 弁
<p>われているが、本市としても雇用機会を積極的に提供するため、市の事務事業などを対象にした、在宅ワークによる就労支援の仕組みを導入できないか伺う。</p>	<p>ンターなど、在宅就労のとりまとめを行なう団体への発注を通じて、障害者の就労機会の確保と経済面での自立を支援していく。なお、在宅就労においては、アンケート調査集計などのパソコン技術を活かした業務が受注に馴染みやすいとされている。このため、本年度定めた障害者優先調達方針の発注促進品目に、これらを新たに追加していく。また、母子家庭等について、現在、多くの方が子どもを保育所等に預けて就労しているが、自宅で子育てをしながら仕事がしたいと望む母子家庭等にとっては、在宅就労も選択の一つになる。今後においては、母子家庭等の在宅就労のニーズを把握するとともに、自立に向けた就労支援の仕組みについて検討していく。</p>
<p>4 日常生活の場での防災対策の強化・充実について</p> <p>(1) 大規模地震に備えた全市的な防災対策を進めているが、住宅の耐震化対策はどの程度進んでいるのか。さらなる促進のための課題と対策はどうか。また本年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正があり、不特定多数の人が利用する大規模な建築物への耐震診断が義務付けられたが、本市としての対応はどうか伺う。</p> <p>(2) 先般示された県の第4次地震被害想定では、家庭などでの家具の転倒や落下で県下では最大約700人が死亡すると想定され、これに対し家具の転倒防止対策が100%なされれば、被害を約6割減らせるとも想定されている。そこで、本市における家具転倒防止対策の進捗状況をどう把握しているのか、また、100%の対策を実現するための課題と今後の対応について</p>	<p>河合都市整備部長</p> <p>(1)</p> <p>まず、住宅の耐震化については、平成14年度から開始した木造住宅の耐震補強工事への助成について高齢者や子供など避難弱者に配慮した補助金額の拡充などにより、平成27年度までに住宅の耐震化率90パーセントを目標に、ほぼ順調に進捗していると考えている。しかし、耐震化が必要な建物はまだ多数あるため、出前講座、個別PRや建築士の協力団体が実施する建築相談による広報を行うと共に、すぐに耐震化できない方の人命を守る一手段として、耐震シェルターの設置費助成を平成24年度から始めている。今後も広報の充実と強化により、補助制度の更なる活用を呼び掛け、耐震化を促していく。次に、5月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、多数の人が利用する大規模な建築物を特に耐震化促進するため、平成27年末までの耐震診断を義務化した。この法改正に伴い、耐震診断の義務化となる建築物には、国が行う緊急補助制度の活用により、一層の耐震化を促していく。</p> <p>山名危機管理監</p> <p>(2) (3)</p> <p>本市の家具転倒防止事業は、家具の固定作業にかかる費用の一部を補助する制度で、自ら固定作業ができない高齢者やからだの不自由な方の世帯を対象にしている。平成18年度の開始から平成24年度までの実績は986件で、平成25年度については、6月末現在で16件となっている。また、本年度の市民アンケートの速報では、家具の転倒防止について約6割が実施しているとの回答がある一方、実施しないとする理由については「手間がかかる」、「賃貸住宅のため判断できない」という回答が多くを占め、事業推進の課題となっている。こうした中、昨年国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定や県の第4次地震被害想定では、家具の転倒防止など自助による防災対策の重要性が改めて認識された。4次想定で</p>

質 問	答 弁
<p>伺う。</p> <p>(3) 災害時の避難通報などの防災情報を何時でも、どこにいても、誰にでも、確実に伝えられるための多様な設備や機器の配備が不可欠と考えるが、行政無線や防災メールの拡充に加え、屋内外での情報伝達手段の整備についての考え方と取組みについて伺う。</p>	<p>家具の転倒や落下で最大約400人が亡くなるとされる本市においては、より多くの市民が家具の転倒防止に取り組むことになれば、人的被害の軽減に大きな効果が期待される。今後は、その必要性や実行方法、実施による効果などについて、わかりやすく伝わる新たな情報ツールの作成を検討するなど、意識啓発の強化に取り組んでいく。次に、3点目の災害時の情報伝達手段の整備について。本市では、災害時の情報伝達手段として、同報無線をはじめ、緊急速報メール、防災ホットメール、ブログやホームページ、ラジオやテレビ、さらには広報車などを活用し、市民への情報配信を行っている。沿岸部から中山間地まで広大な市域を有する本市は、災害の特性も津波や浸水、土砂災害や延焼火災など地域によって様々な形態が予測される。災害時には、こうした災害特性や地域の実情に沿った確かな情報を迅速に得ることが大切で、屋内外を問わず複数の情報が入手できるツールを用意しておくことが重要になる。また、災害から身を守るためには、情報の配信を待つのではなく、早めに安全な場所に避難するなど、命を守る行動をとることも普段から意識することが大切である。今後は、デジタル化に伴う同報無線の再整備が必要であることから、地域にあった効率的な情報提供の方法について調査を行うなど、情報伝達手段の整備に向けて総合的に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたが、消防庁の推計などを見ると、まだ2割程度の未設置世帯があると認識するが、本市の全世帯の設置状況をどう把握しているのか。また今後、設置率の向上に向けてはどのような指導、対策を講じていくのか伺う。</p>	<p>牧田消防長</p> <p>(4)</p> <p>住宅用火災警報器の設置状況の把握については、設置が義務付けられた平成21年度から、市内の全ての住宅等を訪問するローラー作戦を行い、設置の推進と聞き取り調査を実施。その結果、平成25年7月末現在の設置率は、77.3パーセントとなっており、県平均の72.9パーセントを上回っている。今後の設置促進の方策については、現在展開している、未設置の住宅等に職員が個別に訪問して直接指導するという、ローラー作戦が最も効果的であると考えている。このことから、今後も個別訪問を継続し、全戸設置を目指すとともに、住宅火災による死傷者の低減や、被害の軽減に努めていく。</p>
<p>5 公民連携（PPP）の取組みについて</p> <p>(1) 公民連携の中核的事業手法として導入され、国や地方自治体で導入されているPFIは、本市においても平成14年度から「PFI導入基本方針」が設けられたが、実際に活用された事例は少ない。これまでの取組みをどのように評価しているか。今後、医療センターの新病院の建設、新美術館の建設、</p>	<p>鈴木市長</p> <p>(1)</p> <p>本市では、PFIをはじめ、指定管理者制度導入など、民間ノウハウの活用に積極的に取り組んできた。しかしながら、PFI導入実績においては、平成24年度までに、全国で418件の事例があるなかで、本市においては、平成21年度に供用開始した「西部清掃工場・総合水泳場ToBi0」の1件となっている。これは、導入を検討してきた施設の事業規模が小さく、いずれも財政効果が低いと判断されたことなどから、活用実績が増えなかったものである。官民連携の重要性は十分に認識しており、民間ノウハウの活用は、積極的に導入すべきと考えている。国におけるPFI法改正により、民間活力</p>

質 問	答 弁
<p>新産業展示館の建設、次期清掃工場の建設などの大規模な公共施設の整備計画が予定されているが、これらにはPFIなど民間の資金や経営手法などの利活用が不可欠と考える。そこで、現行の基本指針の見直しや、新たな手法の導入も検討すべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(2) 行財政改革を加速させ、自治体経営を抜本的に変革させるためには、公民連携の仕組みを、ハード・ソフト問わず、全ての事務事業を対象にして取り入れていくべきと考える。これまでの行政主導のやり方だけではなく、対象や条件などを設けずに、自由に民間企業などからの提案を受け入れていく方法の導入を提案するが、考えを伺う。</p>	<p>の推進のための環境整備が進められていることから、「浜松市PFI導入基本方針」の改定を進め、整備事業が予定されている施設へのPFI導入の検討を引続き行うとともに、公営駐車場における「民間活力導入調査事業」の予算化について、本9月議会に提案するなど、今後も積極的に導入の検討をしていく。</p> <p>鈴木市長 (2)</p> <p>本市における公民連携の取り組みのひとつに、民間事業者や各種団体からの事業提案を募集する「市民協働たねからみのり」制度がある。この制度は、平成16年度に開始し、これまでに市民等からの提案117件のうち、市との協働25件、民間での協働9件が、事業化されており、多様な主体の連携を通じて、地域の課題解決に取り組んでいる。また、ご質問の提案制度については、民間活力の導入の指針であるガイドラインの見直しにあわせ、先進都市である我孫子市や杉並区を視察するとともに、他都市事例等の情報収集を行った。この中で、継続的な提案の確保や提案可能な事業の選定方法、提案者のインセンティブのあり方など、多くの課題も見えてきた。これらを踏まえ、ガイドラインでは、民間活力の導入にあたり、業務の必要性を検証するとともに、民営化や協働化、助成などの手法についても幅広く検証し、民間が参加しやすい仕組みを検討することとしている。公民連携は、本市が、持続可能な運営をしていく上で、重要な課題であるので、ご質問にあった、行政が枠を決めず、広く民間の知恵やアイデアを受け入れる方法などについても、引き続き調査研究していく。</p>